

食品安全委員会プリオン専門調査会

第120回会合議事録

1. 日時 令和2年11月12日（木） 13:59～15:42

2. 場所 食品安全委員会 会議室

3. 議事

- (1) スペインから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について
- (2) 牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し（SRMの範囲）に係る食品健康影響評価について
- (3) その他

4. 出席者

(専門委員)

眞鍋座長、今村専門委員、岩丸専門委員、佐藤専門委員、筒井専門委員、
中村桂子専門委員、中村優子専門委員、八谷専門委員、福田専門委員、
水澤専門委員

(説明者)

厚生労働省食品監視安全課 小島課長補佐
農林水産省畜水産安全管理課 山多課長補佐

(食品安全委員会)

佐藤委員長、山本委員

(事務局)

鋤柄次長、石岡評価第二課長、東良課長補佐、中村係長、大西技術参与

5. 配布資料

- 資料 1 スペイン評価書（案）
- 資料 2 - 1 BSE関係飼料規制の遵守状況（農林水産省とりまとめ）
- 資料 2 - 2 BSE対策に関する調査結果（厚生労働省とりまとめ）
- 資料 3 SRMの範囲の見直しに係る評価の考え方（案）
- 資料 4 評価書目次（案）
- 参考資料 1 スペインから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る厚生労働省からの諮

問文書

- 参考資料 2 牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る厚生労働省からの諮問文書
- 参考資料 3 - 1 各国SRMの概要
- 参考資料 3 - 2 OIEコードBSE章の改正案における無視できるBSEリスク国との貿易に要求される牛のSRMの取扱いについて
- 参考資料 3 - 3 EU域内の無視できるBSEリスク国由来の牛のSRMの取扱いについて
- 参考資料 4 国内のBSE検査頭数及びBSE検査陽性数の推移
- 参考資料 5 - 1 世界における非定型BSEの発生状況
- 参考資料 5 - 2 非定型BSEの感染性に関する知見
- 参考資料 5 - 3 非定型BSE牛におけるPrP^{Sc}の分布に関する知見
- 参考資料 6 世界におけるvCJD発生状況

6. 議事内容

○眞鍋座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第120回「プリオン専門調査会」を開催させていただきます。

先生方には、本当にお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は12名中10名の専門委員が御出席です。欠席の専門委員は斉藤先生と高尾先生の2名です。食品安全委員会からは、佐藤委員長と山本委員に御出席いただいております。

また、本日の議事（2）に関連しまして、農林水産省の畜水産安全管理課の山多補佐、厚生労働省の食品監視安全課の小島補佐にもお越しいただいております。よろしくお願います。

では、事務局から本日の議事及び資料の確認と「食品安全委員会における調査審議方法等について」（平成15年10月2日食品安全委員会決定）に基づいて必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告願います。よろしくお願います。

○東良課長補佐 眞鍋座長、ありがとうございます。

まず、最初でございますけれども、本日、対面による専門調査会が開催されることになりましたので、改めまして、新型コロナウイルス感染防止対策に関する対応の経緯について簡単に御説明させていただきます。

本年4月以降、プリオン専門調査会に関しては、6月と9月の2回、オンラインでの専門調査会を開催してきたところでございますけれども、9月14日付の食品安全委員会事務局長からの事務連絡にてお知らせさせていただきましたとおり、10月12日から事務局として感染防止策を徹底しながら対面での調査会を開催する運びとなりました。

事務局の取組を簡単に一部御紹介させていただきますと、お手元にも「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応のお願い」という一枚紙を配付させていただいておりますけれども、現在使用している会議室及び使用器具は事前に消毒をさせていただいております。

ます。

皆様には、会議室に入室する際、検温及び手指の消毒をお願いさせていただきました。事務局でも同様の対応を行っております。

また、メールで事前に御案内させていただきましたけれども、過去2週間海外に行った方、濃厚接触者または具合の悪い者に該当する参加者もおりません。

会議中は空調を効かせて、先生方の座席の間隔を十分に取るということでレイアウトをさせていただきます。

また、改めまして、感染予防ということで、先生方、傍聴の方を含めてお願いでございますけれども、一度会議室を出た場合は、入室前に再度手指の消毒をお願いいたします。

そして、最後でございますけれども、万が一調査会開催後2週間以内に新型コロナウイルスに感染、または濃厚接触者になった場合については、速やかに事務局まで御連絡を頂戴できれば幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日使用する配付資料の確認をさせていただきます。

本日、席上に配付している資料については、議事次第、専門委員名簿のほか、資料1～4までの5点です。参考資料については10点ございます。

また、評価書案に関しまして引用した参考文献等につきましては、お手元でございますiPadのほうに電子データを収録しております。

そして、お手元にある青色のドッジファイルにつきましては、過去調査会で評価をした主立った評価書がプリントアウトで収められております。

最後に、本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告します。本日の議事について、御提出いただいた確認書を確認したところ、平成15年10月2日委員会決定の2の(1)に規定する調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいません。

また、カメラを希望されている取材関係者の方に関しましては、冒頭のカメラ撮りのほうはここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

眞鍋座長、以上となります。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

先生方、提出いただきました確認書につきましては相違ございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、議事(1)に入る前に、前回、9月11日に開催されました専門調査会での審議内容について簡単に振り返っておきたいと思います。

「フィンランドから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価」につきまして、日本の基準と同じ範囲の特定危険部位SRMを除去し、月齢制限は「条件なし」としたとしても、人へのリスクは無視できるとの評価結果(案)を取りまとめました。

次に、「デンマーク及びオーストリアから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影

響評価」についても、月齢条件を「条件なし」としたとしても、人へのリスクは無視できるとの評価結果（案）を取りまとめました。

両件につきまして、現在、パブリックコメントの募集を行っております。

また、同日の審議で、私のほうから、平成27年12月、厚生労働省より諮問されたBSE国内対策の見直しのうち、SRMの範囲の見直しに関する議論の再開を提案させていただきましたところ、先生方の御賛同を得られました。そこで、座長のほうから、筒井先生、八谷先生、高尾先生、岩丸先生、福田先生に起草委員就任をお願いし、まずは起草委員において最初の検討を行い、その後、本調査会での審議を進めていくことが決定されました。

本件に関して、本日の2つ目の議事で御審議いただく予定にしておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それではまず、本日の最初の議事として「(1) スペインから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について」、御審議いただきたいと思っております。

最初に、スペイン産の牛肉等に関する本調査会における審議の経緯を振り返ります。

スペイン産牛肉については、2019年6月、月齢制限を30か月以下、SRMの範囲を全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢超の頭部、脊髄及びせき柱とした場合のリスクに関して、「人へのリスクは無視できる」とのリスク評価が行われ、厚生労働省に答申されています。

その後、2020年、今年1月に同国からの牛肉の輸入が再開されておりますが、今般、スペイン政府から牛肉の輸入条件を「月齢条件なし」とするための追加の資料が厚生労働省を通じて提出されたということです。事務局においてそれらの提出資料を精査し、前回の評価書からのアップデートを行って、「月齢条件なし」とした場合のリスクに関する評価書の案をまとめたということです。この点について事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中村係長 眞鍋座長、ありがとうございました。

それでは、スペインの評価書案について説明させていただきたいと思っております。

資料1を御用意ください。

まず初めに、1ページ目の目次を御覧いただければと思います。

構成といたしましては、9月の専門調査会で御審議いただいたフィンランド評価書案やデンマーク、オーストリア評価書案とほぼ同様のものとなっております。

続きまして、8ページを御覧ください。

こちらから「I. 背景」ということで記載されております。こちらには、先ほど座長から御説明もございましたが、スペインから輸入される牛肉及び牛の内臓に関する厚生労働省が講じている規制措置や評価の経緯等が記載されております。

スペインにつきましては、牛肉等の輸入をまず2000年12月に一度禁止しております。その後、輸入月齢の規制閾値を30か月齢とした場合のリスク及び、19行目から20行目になりますけれども、SRMの範囲を現在日本が定めるSRMに変更した場合のリスクについて、食品

安全委員会で評価を行いました。それから、22行目からですけれども、これらの評価を踏まえて、厚生労働省のほうでスペインから輸入される牛肉等の輸入を2020年1月に一定の条件の下で再開したこと等が記載されております。

今回評価の対象となります諮問事項、「国際的な基準を踏まえて、さらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスク」につきましては、最初のスペインの評価要請のときに併せて諮問があったものであり、29行目からですけれども、このたび、リスク管理機関のほうから評価に当たり必要となる情報が提出されたため、食品健康影響評価を取りまとめたという旨を記載しております。

ページをめくっていただきまして、9ページになります。

こちらには先ほど申しました厚生労働省からの諮問内容を抜粋して記載しております。

続きまして、10ページを御覧ください。

10ページから評価の考え方をまとめております。8行目からですけれども、輸入牛肉の月齢制限の撤廃に関する評価に関しましては、食品安全委員会が2019年1月にアメリカ、カナダ、アイルランドから輸入される牛肉等について、「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値（30か月齢）を引き上げた場合のリスク」に関する食品健康影響評価、以下「2019年1月評価」と呼ばせていただきますけれども、こちらを取りまとめておりまして、23行目から2019年1月評価の際の考え方を取りまとめております。

今回の評価書につきましても、2019年1月評価と同様の考え方に基づいて評価書の案を作成しております。

続きまして、15ページを御覧ください。

ここからはリスク管理措置の点検となっております。スペインに関しましては、EUの加盟国となっておりますので、BSEリスク管理措置は全てのEU規則に従うこととなっております。

続きまして、スペインの生体牛のリスクに係る措置について、18ページから取りまとめております。

2019年6月に行いました月齢制限を30か月齢以下とした場合のリスク評価からの変更点について、ピックアップして御説明します。

19ページ目、9行目からになります。これまで月齢制限の引き上げに係るリスク評価における新たな管理措置の点検項目として、レンダリング施設・飼料工場等の交差汚染防止対策についてまとめております。こちらでEU規則の概要を記載し、17行目からレンダリング施設・飼料工場等の監視体制及び遵守状況についてまとめております。

スペインでは、自治州政府がレンダリング施設に対して立入検査を行っております。これにより、施設、設備や従業員の衛生状況、レンダリングの実施状況及びHACCP等に関する点検を実施しております。また、飼料工場に対しては、立入検査及びサンプリングが行われておりまして、サンプリングした飼料については顕微鏡検査、PCRによって肉骨粉等の混入の有無を調べております。

2011年から2018年までの8年間のレンダリング施設及び飼料工場の立入検査やサンプリング検査の結果につきましては、次の21ページ目、表5～7に取りまとめております。

立入検査が行われましたレンダリング施設は計406施設ございますけれども、この施設のうち、禁止物質等混入事例が確認された施設は認められておりません。また、飼料工場につきましては、立入検査が7,051施設、サンプリング検査が4,385施設で行われておりますけれども、こちらについても禁止物質等混入事例は確認されております。不適合事例が立入検査では33例、サンプリング検査では11例確認されておりますけれども、これらは豚用飼料への魚粉の混入などによるもので、牛を含む反すう動物飼料への反すう動物由来たん白質の混入事例ではなかったとのことです。

続きまして、隣の22ページを御覧ください。

BSEサーベイランスについての記載をしております。4行目からが、輸入規則に基づきましてスペインが実施しているアクティブサーベイランスの記載になります。こちらについては2019年の評価の際にも確認しております、その当時の規制措置から変更はございません。

続きまして、24ページを御覧ください。

こちらはBSEの発生状況を取りまとめております。2019年6月の評価以降ですと、BSE陽性牛は非定型のものが1例確認されております。BSE陽性牛の出生コホートの特性につきましては、次の25ページの図3に出生年別でBSE陽性牛を取りまとめております。

2019年の評価のおさらいとなりますが、定型BSE陽性牛の出生時期につきましては、1997年が最多となっております。飼料規制が強化されたのは2001年1月以降となりますので、それ以降に生まれた定型BSE陽性牛、または定型か非定型か未判別の症例を1例含みますけれども、これらは合計7例となっております。下の表9にその7例の情報を取りまとめております。

これらの症例につきましては、2004年10月に生まれた1頭が最後の定型BSEの発生例となっております、それ以降、これまでの15年間に生まれた牛に定型BSEの発生は確認されております。

1ページ戻っていただきまして、24ページの注釈の部分になります。こちらのほうにも記載をしておりますが、飼料規制強化後に出生した定型BSE症例につきましては、EFSAが公表した科学的意見書によりますと、導入された飼料規制が徹底されるまでの間に時間を要し、規制導入後の最初の数年はEUの多くの国で飼料への混入事例が認められたということが報告されております。

続きまして、26ページを御覧ください。

ここからは「食肉処理に関連したリスク」に係る措置についてまとめております。ここでも前回のリスク評価以降の変更点についてピックアップして説明いたします。

SRM除去及びと畜処理のプロセスにつきましては、従来からEU規則に従っておりますので、管理措置の変更はございません。

17行目、SSOP、HACCPに基づく管理について、直近の年のSRM除去が不十分であることを検査官が発見した事例は4例ございましたが、いずれもその場で適切にSRMを除去させたとの回答を得ております。

2019年6月の前回の評価書からの新たな変更点として、27ページ10行目から、「我が国における輸入時検疫」ということで記載しております。先ほども説明がございましたが、スペイン産牛肉につきましては、2020年1月に日本が定めるSRMを除去した30か月齢以下の牛に由来するものに限り輸入が認められております。その後確認された輸入条件の不適合事例というのは、扁桃の除去が不十分であった事例が1例となっております。

28ページ以降、表10となっておりますけれども、BSE対策の点検表として、これまで説明させていただいた記載事項に基づいて、チェック欄のほうにチェックをつけさせていただいております。

こちらの内容を文章にして、31ページからIV. 食品健康影響評価ということでまとめさせていただきます。

この部分については、これまでの輸入牛肉の評価書の審議と同様に、主要な部分を読み上げさせていただきますので、内容の御確認をよろしくお願いいたします。

まずは5行目からです。「1. SRM除去等の食肉処理に関連したプリオン病のリスク」、2020年10月現在、「と畜前検査によって臨床症状を呈する牛を排除することができることも考慮すれば、現在SRMとして設定されている範囲が不十分であることを示す知見はない」とした2019年1月評価における判断に影響を及ぼす新たな知見はない。

続きまして、「2. リスク管理措置の点検」の「(1)『生体牛のリスク』に係る措置」については、19行目から読み上げさせていただきます。スペインでは飼料規制が強化された2001年以降に生まれた牛で、型が未判別の症例1例を含みます7頭の定型BSE症例が確認されておりますが、2004年10月に生まれた牛を最後に、直近15年間に生まれた牛で定型BSEの症例は確認されておらず、「生体牛のリスク」に係る措置が定型BSEの発生抑制に効果を発揮しているものと判断ができる。

同じく「2. リスク管理措置の点検」のうち、「(2)『食肉処理に関連したリスク』に係る措置」については、26行目から、SRM除去は食肉へのSRMの汚染を防止する方法によって行われ、検査官が現在SRMとして設定されている範囲が適切に除去されていることを確認している。

結論の部分は32行目からです。以上から、「食肉処理に関連したリスク」に係る措置は適切に実施されていると判断できる。

続いて、35行目から「3. BSEの人への感染リスク」になります。スペインにおいては、「生体牛のリスク」に係る措置が定型BSEの発生抑制に効果を発揮していると判断できるため、当該措置が現状と同等の水準で維持されている限りにおいては、今後、定型BSEが発生する可能性は極めて低い。

次に、隣の32ページに行ってくださいまして、6行目から、スペインにおいては、「食肉

処理に関連したリスク」に係る措置は適切に実施されていると判断できる。

9行目からまとめとなります。上記に示すリスク管理措置の適切な実施に加え、2019年1月評価と同様に牛と人の種間バリアの存在も踏まえると、食品安全委員会プリオン専門調査会は、スペインから輸入される牛肉及び牛の内臓の輸入条件について、月齢制限を「条件なし」としたとしても、牛肉等の摂取に由来する定型BSEプリオンによるvCJD発症の可能性は極めて低いと考える。

なお、非定型BSEについては、「定型BSEに対して実施されるものと同様の適切なリスク管理措置を前提とすれば、牛肉及び牛の内臓（SRM以外）の摂取に由来する非定型BSEプリオンによるvCJDを含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低いものとする」とした過去の評価における見解に影響を及ぼす新たな知見はない。

21行目から最終的な評価結果のまとめとなっております。スペインから輸入される牛肉及び牛の内臓について、月齢制限を「条件なし」としたとしても、人へのリスクは無視できると判断した。本評価結果は、現在実施されているリスク管理措置を前提としたものである。そのため、リスク管理機関は、特に各国における飼料規制、サーベイランス、と畜前検査及びSRM除去の規制状況について継続的に情報を収集する必要がある。以上の内容を評価書案として取りまとめております。

説明は以上でございます。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明で、何か御質問はございますか。よろしいですか。

それでは、取りまとめをさせていただきたいと思えます。

ただいま事務局から読み上げていただきましたスペインから輸入される牛肉及び牛の内臓に関する評価結果については、SRMの範囲はそのまま、月齢制限を30か月齢以下から条件なしに引き上げたとしても、人へのリスクは無視できるということを本調査会の結論としてよろしいでしょうか。先生方から御意見はございますか。

（首肯する委員あり）

○眞鍋座長 ありがとうございます。それでは、もし細かい部分の修正があったとしても、私に一任していただいて、適切に修正したいと思えます。

どうもありがとうございます。

それでは、議事「(2)牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し（SRMの範囲）に係る食品健康影響評価について」に移りたいと思えます。

本議題に関する前回の調査会の経緯は、今日の会議の冒頭に私のほうから簡単に説明いたしました。本調査会での本格的な議論に入ってください前に、本日については、本議事を大きく2つに分けて進めたいと思えます。

まず最初に、審議の前提となる国内のBSEリスク管理措置の実施状況について、厚生労働省と農林水産省から説明をいただきます。その後、国産牛のSRMの範囲の変更を審議するに当たって、起草していただきました起草委員の検討が行われた評価の考え方の案及び評価

書の目次案について先生方に御議論いただくという2本立てで進めたいと思います。

では、早速ですが、現在の国内BSEリスク管理措置の実施状況について、リスク管理官庁から説明をいただきます。

最初に、飼料規制の実施状況について、農林水産省から御説明をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○山多畜水産安全管理課長補佐 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課の山多でございます。よろしくお願いたします。

資料2-1を御覧ください。

BSE発生防止のための飼料規制につきましては、平成17年5月に食品安全委員会より答申のございました、我が国における牛海綿状脳症対策に係る食品健康影響評価におきまして、その実効性確保を強化するために4つの点、1つ目は輸入飼料に係る交差汚染の防止、2つ目は販売業者における規制の徹底、3つ目が牛飼育農家における規制の徹底、4つ目が製造段階における規制の徹底が必要であるとされました。

農林水産省では、この答申以降、今の4つの点の施策の遵守状況を調査し、食品安全委員会に毎年報告してまいりました。この報告については、年次の定期報告は昨年10月の食品安全委員会をもって終了し、今後は随時報告ということとなりましたが、今般、9月25日付で最新年度についての報告依頼をいただきましたことから、令和元年度の状況につきまして、従来のフォームにのっとり御説明をさせていただきます。

4つの点のうち、まず1点目、輸入飼料に係る交差汚染の防止についてです。

飼料安全法に基づき、飼料の輸入業者は輸入する飼料の種類、原材料等の届出をすることとなっております。農林水産省におきましては、届出の受付に当たり、その原材料に反すう動物由来のものが含まれていないか等について確認をしております。また、実際に我が国に輸入された製品につきましては、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、略称FAMICが年間30銘柄程度についてサンプリングを実施し、反すう動物由来のものが含まれていないことを検査しております。令和元年度は36点についてFAMICが試験をいたしました結果、反すう動物由来のものが検出されたという事例はございませんでした。具体的な輸入元などは、御参考として3ページの別表1に記載してございます。

次に2点目、販売業者に対する規制の徹底についてでございます。

販売業者につきましては、飼料安全法上、都道府県知事に検査権限がございます。飼料または飼料添加物の販売事業場が全国におよそ1万5000か所ございまして、その中でも牛用飼料を取り扱う事業場に重点化して、令和元年度は合計764件の検査が実施されております。その結果、飼料安全法違反につながる可能性のある不適合事例は2件ございました。内容は、帳簿の備付けの不備。また、牛用飼料の他の動物用飼料からの分別管理の観点での不備。具体的には、牛用飼料の保管場所とそれ以外の家畜用飼料の保管場所を分けてはいるのですけれども、その識別が十分でないという事例でございました。実際に牛用飼料に動物由来たん白質が混入したという事例はございませんでした。

次に3点目、牛飼育農家に対する規制の徹底についてです。

牛飼育農家は令和元年当初全国で6万2000戸程度ございまして、飼料安全法上の検査権限は都道府県にございます。令和元年度は3,902件の検査が実施されております。また、地方農政局がそれとは別に、牛飼育農家に対する飼料の使用実態等に関する調査指導を500件実施いたしました。都道府県と地方農政局の両方の結果、牛に肉骨粉等の動物由来たん白質を給与している事例はもちろん、牛用飼料に動物由来たん白質が混入しかねないような取扱いをしている事例は認められませんでした。

最後に、2ページ目に参りまして、4点目、製造段階における規制の徹底についてです。

飼料及び飼料添加物を製造する事業場としましては、配合飼料メーカーなどをはじめとして、約3,300か所を把握してございます。その中で、牛用飼料を製造している事業者や肉骨粉等の動物由来たん白質を製造している事業者に重点化して検査を実施しております。また、規模や流通先によって検査を分担しておりまして、FAMICは一般的に広域に流通する大手の工場や動物由来たん白質の製造工場を中心に検査を実施し、都道府県ではその製品が単一の都道府県内のみで流通するような比較的小規模の工場を中心に検査を実施しております。

令和元年度につきましては、FAMICと都道府県が延べ599事業所の検査を実施し、その結果、法令違反につながる可能性のある不適合は、FAMICと都道府県で合計4件ございました。不適合の内容でございますけれども、動物由来たん白質の製造業者における原料収集先との契約の不備が1件、帳簿の備付けの不備が2件、表示の不備が1件でございました。いずれも、これらが原因となって牛用飼料に動物由来たん白質が混入した事例や豚や鶏に使用可能な動物由来たん白質に牛由来の組織が混入したなどの事例はございませんでした。また、これまで申し上げました軽微な不適合事例につきましては、いずれも検査機関による指導により是正措置が講じられております。

4ページ目の別表2に、今まで申し上げました不適合事例をまとめた表を掲載しておりますが、改めての御説明は割愛させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○眞鍋座長 どうも御説明ありがとうございます。

ただいま農林水産省から説明していただきましたけれども、この件につきまして、委員の先生方から御質問はございますか。よろしいでしょうか。

先生、どうぞ。

○中村（優）専門委員 3ページにある輸入飼料の検査点数なのですけれども、36点ということになってはいますが、これはそもそもの輸入件数が少なくてこの検査件数になっているのか、トータルの母数がどれぐらいなのかということをまず知りたかったのですけれども、情報をお持ちでしょうか。

○山多畜水産安全管理課長補佐 元年度に検査いたしました輸入飼料について、その数量を輸入業者から報告してもらっている毎年の総輸入数量を分母として割り算しますと、

0.3%という数字が出ました。これを多いと見るか少ないと見るかは主観によるところがあるのですが、逆に国内製造の配合飼料などで見ると、もっと桁が少ない数字となりますので、輸入飼料に対して重点を置いて検査をしていると私どもは考えてございます。

○眞鍋座長 ほかに御質問はございませんか。

これは、国内産と比べると高い頻度で検査をしているという理解でいいのですね。

○山多畜水産安全管理課長補佐 国内製造につきましては、今は最終製品の検査から工程管理というGMPによる安全管理というところに移行しておりますが、輸入飼料については平成18年当時からずっとこのレベルの点数の検査をしてきたということです。

○眞鍋座長 分かりました。

ほかに先生方から御質問やコメントはございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、続けて厚生労働省からの説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○小島食品監視安全課長補佐 それでは、厚生労働省より資料の御説明をさせていただきます。

資料2-2を御覧ください。

BSE対策に関する調査結果ということで、こちらは特定部位の管理等につきまして毎年行っております調査の結果でございまして、本日御報告させていただきますのは、本年、令和2年4月30日時点の状況となります。なお、比較で出てきております昨年度の前回調査といえますのは、平成31年4月30日時点となっております。

それでは、資料の1点目、対象畜種別のと畜場数につきまして御説明いたします。

調査の対象となります施設の総数につきましては、全部で135施設でございました。そのうち、牛のみを処理していると畜場は73施設、牛とめん山羊を両方処理している施設は55施設、めん山羊のみとなっておりますのが7施設となっております。牛のみの施設は、昨年度に比しまして1つ施設が減っており、また、牛・めん山羊を両方処理している施設も1つ減っております。

続きまして、2点目、通常の牛のスタンニング方法別のと畜場数でございまして。

スタンガン(とさつ銃)のみを使用してとさつを行っている施設は121施設でございました。また、スタンガンとと畜ハンマーの併用をしている施設につきましては5施設、と畜ハンマーのみを使用している施設は2施設でございました。圧縮した空気またはガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていると畜場はございませんでした。

続きまして、3点目、月齢による分別管理につきまして御説明いたします。

牛につきまして、SRM除去の観点から30か月齢以下と30か月齢超に区分して分別管理を行っているという回答した施設は61施設でございました。また、全ての牛の頭部・脊髄を特定部位として取り扱っていると回答した施設は67施設でございました。

なお、この2つの分類は、施設数につきましてはおよそ同じぐらいの施設数なのですが、処理の頭数ベースで見たときの割合について申し上げますと、30か月齢以下と超

に区分しているものにつきましてはおよそ35万頭、そして、全ての牛の頭部・脊髄を特定部位として扱っている施設で処理された頭数は約68万頭ということでございまして、1番目のほうは3分の1、2番目のほうは大体3分の2ぐらいを占めるという形になっております。

続きまして、分別管理の方法ですが、最も多い分別の仕方につきましては、日や時間などで分別せず、タグ等をつけたりすることによって識別していると回答した施設が39施設と最も多い状況でございました。

次のページを御覧ください。

4点目の30か月齢以下の牛の頭部の使用状況につきましては、30か月齢以下の牛の頭部の処理方法を作業場所によって30か月齢超の牛の頭部と分別していると回答した施設は8施設でございました。また、時間により30か月齢超の牛の頭部と分別していると回答したところは16施設、その他の方法により分別していると答えたのが20施設、牛の頭部を食品として用いないと回答した施設が84施設でございました。その他の方法につきましては、具体例として表の下に示させていただいております。

続きまして、頭部の処理に関しまして、と畜検査員の確認の状況でございまして、30か月齢超の牛の頭部から舌及び頬肉以外の部位を除去していないということにつきましては、確認を受けていると回答した施設が127施設、そして、30か月齢超の牛のと畜を行わないという施設が1施設ございました。

続きまして、5点目、舌扁桃の除去についてでございます。

舌の切り出し方につきましては、左右の最後位有郭乳頭を結ぶラインを垂直に切断していると回答した施設は7施設、最後位有郭乳頭から舌根部にかけて舌表面を除去していると回答した施設は90施設でございました。

続きまして、6点目、牛の特定部位の焼却につきましてはでございます。

こちらは複数の方法について回答した施設がございまして、重複した回答を計上しています。

まず、と畜場内の施設で焼却していると回答した施設は19施設、産業廃棄物処理業者に委託し焼却しているところが36施設、市町村等の産業廃棄物処理場で処理しているところは9施設、専用の化製場で肉骨粉にしてから焼却しているところが44施設、専用の化製場以外の化製場で肉骨粉にしてから焼却しているところが22施設でございました。いずれにつきましても適切に、最終的には焼却されているという状況でございまして。

次に、3ページを御覧ください。

7点目の文書の作成に関することでございます。

特定部位の処理に関する点検や確認、記録につきましては、SSOPに定められた頻度で点検を実施し、記録を保管していると回答した施設が134施設でございました。なお、トータル135施設ですので、1施設不備があったという報告をいただいております。その内容につき

ましては、SSOPに定められた頻度で点検を行っていたのですけれども、記録の保管に関しまして不備があったということで、口頭指導を実施したという回答をいただいております。なお、この施設につきましては、指導により状況が改善しているということが確認されております。

続きまして、8点目、HACCPに関することでございます。

HACCPによる衛生管理を実施していると回答した施設は89施設でございました。

最後に、9点目、指導に関する事項でございます。

特定部位の取扱いに関しまして、文書による指導を行ったという報告につきましては、自治体のほうからそういった報告はございませんでした。

以上となります。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

ただいまの厚生労働省の小島補佐からの説明につきまして、委員の先生方から何か御質問やコメントはございますか。

どうぞ。

○筒井専門委員 もし分かれば教えていただきたいのですが、分別管理を行っている施設が3分の1程度で3分の2はやっていないということなのですが、これは手間とかという問題なのでしょうか。

○眞鍋座長 お願いします。

○小島食品監視安全課長補佐 具体的な理由につきましては調査の中ではいただいているのですけれども、恐らくおっしゃったような手間などを勘案してまとめて処分しているという状況だと考えております。

○筒井専門委員 例えば、今回の諮問で30か月齢のせき柱をSRMから外すというお話なのですが、そういった意味では、何か用途とか、せき柱に使われる可能性のある、利用されるような想定は何かされるのですか。

○眞鍋座長 お願いします。

○小島食品監視安全課長補佐 今回報告した調査結果は、頭部・脊髄に関するものでして、これらは引き続き30か月齢超のものに関しましてはSRMとして取り扱うと諮問させていただいておりますので、その部位に関しては変更がないところもありますので、取扱いが変わるかどうかというのは分からないところなのですが、恐らく食用というところはあまり想定しないところがございます。

○眞鍋座長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

中村先生、お願いします。

○中村（桂）専門委員 この調査の結果はよく理解いたしました。これで全135施設ということで、実際に都道府県によって偏りがあると思うのですけれども、調査の体制、そして、後の指導もそうだと思うのですけれども、その体制について教えていただけますでしょうか。

か。

○眞鍋座長 お願いします。

○小島食品監視安全課長補佐 各自治体の食肉衛生検査場というところが、と畜場についてはと畜検査、衛生管理の指導等を行っております。本調査につきましては、自分たちの地域の中にと畜場を持っている自治体を対象にして調査をしております、そこから回答をいただいております。

ですので、実際の調査をしていただいた都道府県等にございます食肉衛生検査所が実際に施設に対しての調査だったり、もし不備があった場合、改善指導を行っているという状況でございます。

○眞鍋座長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

非常に細かいことでいいですか。2ページの4の(2)の②、30か月齢超の牛のと畜を行わない施設が1施設あって、盛岡市にある東北農業研究センターと畜場なのですけれども、これは例えば3の(2)の⑤その他で、30か月齢以下しかと畜しないというところと同じところなのですか。

○小島食品監視安全課長補佐 そうでございます。1か所そういったところがございます。

○眞鍋座長 これは農業研究センターなので、ちょっと特殊なのですかね。そういう理解でいいですよ。

○小島食品監視安全課長補佐 はい。

○眞鍋座長 一般に流通するというような意味ではないですね。

○小島食品監視安全課長補佐 そうです。

○眞鍋座長 分かりました。

もう一つは、3ページの8のHACCPについて、HACCPを取得する施設というのは今、増加傾向にあるのでしょうか。

○小島食品監視安全課長補佐 お答えいたします。

HACCPによる衛生管理につきましては、昨年度の調査時点では76施設でございまして、今年は89施設ということで増えております。と畜場に関しましては、と畜場法の改正によりまして、HACCPによる衛生管理の実施が義務づけられまして、来年6月から本格施行になりますので、それに向けて徐々に100%に近づくように上がってきているという状況でございます。

○眞鍋座長 分かりました。どうもありがとうございます。

ほかに先生方から御質問はございませんか。

農林水産省のほうからいただいた説明についても、もし追加的に質問などがございましたら。よろしいですか。

それでは、山多補佐と小島補佐、どうも御説明ありがとうございました。

続きまして、国産牛のSRMの範囲の変更について審議を進めていくに当たりまして、起草

委員において検討いただきました評価の進め方の案、評価書の目次案について、起草委員会の概要とともに事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○東良課長補佐 座長、ありがとうございます。

それでは、事務局から説明をさせていただきます。

資料につきましては、資料3と4及び、参考資料は参考資料1を除く2～6に関しまして、説明においては資料と参考資料をお互い行き来しながらまとめて説明をさせていただきます。

丁寧かつ要領のよい説明を心がけておりますけれども、何分この分量ですので、時間については20分を超える見込みです。大変長い時間となりますが、御理解いただけますと幸いです。よろしく申し上げます。

ですので、資料につきましては、できますれば資料3と4と参考資料を分けてテーブルの上に置いていただくとスムーズかと思えます。よろしく申し上げます。

それでは、早速ではございますけれども、まず参考資料2を御用意ください。

改めまして、こちらのほうで厚生労働省からの諮問の内容について御確認いただきます。参考資料2といたしまして、「食品健康影響評価について」として、平成27年12月18日に厚生労働大臣から食品安全委員会に対して諮問があったものでございます。

「記」以下に書いていることでございますけれども、(2)と(3)が今回の審議対象となります。(2)が特定部位について牛海綿状脳症対策特別措置法第7条第2項並びにと畜場法第6条及び第9条の規定に基づき、衛生上支障のないよう処理しなければならない牛の部位の範囲の改正、これがと畜場において除去しなければならないSRMの改正に係る部分となります。

(3)に関する部分です。牛のせき柱を含む食品等の安全性確保について、この当時の条文でありますけれども、食品衛生法第11条及び第18条に基づく規格基準の改正ということで、こちらがいわゆる食肉処理施設、カット施設等で除去される牛のせき柱に関する条文に関する諮問に該当します。

3ページを御覧ください。

先ほど(2)と(3)で条文として御説明した部分に関する具体的なSRMというものが3ページの「(2) SRMの範囲」で書かれております。リスク評価依頼についてもこの中に含まれています。現行の全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢超の頭部、脊髄、せき柱から、改正後になりますけれども、30か月齢超の頭部及び脊髄に変更した場合のリスクを比較ということが今回の諮問となっております。

ここが厚生労働省からの諮問内容となります。もう一度御確認いただければと思います。

続きまして、参考資料2の2ページ目になりますけれども、当時の厚生労働省からの諮問の背景、趣旨が別紙の1の(1)から(5)まで規定されています。この当時、いわゆる健康と畜業牛のBSE検査の廃止も併せて諮問があったものですから、両方向からの諮問の趣旨、背景が説明されております。

全体としましては、国内牛におけるBSEの全体的なリスクの低下等を踏まえて諮問を行うという趣旨が書いております。(5)は特に今回のSRMの見直しにおいても関連してくる部分なのですが、読ませていただきますと、「また、OIE基準よりも高い水準の措置を維持する場合は科学的な正当性を明確化する必要がある。なお、欧州連合においては、近年、と畜場でのBSEスクリーニング検査の対象やSRMの範囲を見直している」との記載がございます。こういったところで当時厚生労働省から諮問があったというのが試問文の内容となっております。

そこで、参考資料3-1を次に御用意ください。横の一枚紙の資料です。

先ほどの厚生労働省からの諮問の背景にもありましたけれども、OIE基準や欧州連合の話が出ております。この参考資料3-1では、各国のSRMの概要、現時点のものの中に日本の現行のSRMの範囲と、赤字で見えるようになっておりますけれども、厚生労働省諮問案を含めた形で整理しております。

まず、各国及び国際基準ですけれども、国際基準であるOIE基準が一番左にございます。OIE基準に関しましては国際基準でありまして、サーベイランスや飼料規制などのBSE関連規制実施状況を踏まえたリスクステータスの付与というものがOIEにより認定される仕組みがございまして、この資料では、無視できるリスク国と管理されたリスク国がありますけれども、この枠組みにおいて、日本は御承知のとおり無視できるリスク国として位置づけられております。ですので、SRMの設定を求めているというのが国際基準になっております。

なお、後の資料において説明いたしますけれども、現在OIEにおいてはOIEコードのBSE章に関する改正を検討しているようでございまして、その改正案については、前回の調査会においても説明しております。一般にも公開されておりますけれども、無視できるリスク国にSRMの設定を求めないという現行の基準からの変更は今のところ提案されていない状況です。

ですので、このOIE基準に鑑みますと、今、日本は無視できるリスク国でありますので、諮問文にありました関係法令、と畜場法等に基づいて定められるSRMはOIE基準よりも高い基準となっております。

今回厚生労働省からの諮問の内容に関しましては、部位でいいますと回腸遠位部、扁桃、せき柱が外れて、最終的には赤字で消している日本の厚生労働諮問案のカラムの黒字の部分が残ります。30か月齢超の頭部と脊髄のみとなります。

さらに右に進んでいただきまして、EUに関しましては、2015年8月に規制の改正が行われて現状の内容となっております。日本と同じ無視できるリスク国とされているEU加盟国において、要求されるSRMの範囲に関しましては、12か月齢超の頭蓋及び脊髄となっております。具体例でいいますと、本日御審議いただいたスペインについても、スペインは無視できるリスク国ですので、スペインは国内ではこのSRMで施行していると。日本向けの輸出は違いますが、国内としてはこの規制を適用しているということになっておりま

す。

今回厚生労働省からの諮問において、OIEの基準やEUのSRM規制の変更が諮問文においても触れられているということもございまして、これらの状況、特にOIE、EU、あるいはその他の国において、各国どのような検討が行われているのかというところをきちんと押さえておくべきではないかという起草委員からの御指摘がありましたので、事務局のほうでさらに細かな状況について整理いたしました。そちらが参考資料3-2と3-3に当たりますので、お手元にまず参考資料3-2を御用意ください。

参考資料3-2がOIE関係の資料となっております、まず2ページ、横読みになります。

こちらはSRMの対照表とありますが、この取りまとめは、先ほど御説明したとおり、現在OIEにおいてOIEコードBSE章に関する改正が検討されている状況であり、さらに、無視できるリスク国にSRMの設定を求めないという現行の基準からのさらなる改正はない見込みだという部分について説明いたしました。ということで、それを表にして取りまとめたものとなっております。上段が現行の基準、後段が修正案となっております、何度も繰り返し申しますとおり、無視できるリスク国にSRMを設定しないという部分についての変更はないというのが現行案となっております。

こちらは今の案でありますけれども、OIEにおいてどのような科学的な裏づけに従ってこのような修正案が提示されているのかといった部分について、OIEにおいて設置されているアドホックグループという科学的なグループが過去設置されまして、その報告書がオープンとなっております。1ページに戻っていただきまして、1ページは、OIEが修正案を検討するに至った科学的裏づけを説明するペーパー、原文は英語ですけれども、関係部分だけを抜粋した日本語要約となります。特にこの関係部分ですけれども、いわゆる非定型BSEについてと無視できるBSEリスク国との貿易に要求されるSRMに関する部分について報告書が述べている部分を抜粋してございまして、英語の原文は3ページ、4ページ、5ページつけてございまして、本日はこの1枚目のほうで御説明させていただきます。

「1 関係文書の概要」ということで、先ほど私のほうから説明させていただきましたとおり、現在の修正案を検討するに当たって、アドホックグループが計4回開催されたということでございまして。この当該会合の報告における非定型BSEと無視できるBSEリスク国との貿易に要求されるSRMに関連した報告の概要、検討の経緯は以下のとおり取りまとめられておりますのを、以下の2と3で日本語要約させていただきます。非定型BSEに関しましては、英語原文では章番号でいいますと1.1.bでまとめられてございまして、そこから3点要約してございまして。

まず1点目に関しましては、現行のOIEコードでの非定型BSEに対する考え方です。現行のOIEコードでは非定型BSEは低頻度、孤発的に発生することから、BSEリスクステータスの認定目的においてはBSEから除外すると規定されております。

次の2ポツ目、3ポツ目が検討の経緯に関する部分です。

2ポツ目です。アドホックグループは定型BSEに関しては根絶の可能性があると説明して

おります。一方、非定型BSEの根絶は英語原文で「elusive」と記載しておりました。日本語では暫定的に「不明」と訳させていただきました。elusiveではあるけれども、しかしながら、反すう動物用飼料を通じた非定型BSEの牛-牛の伝播の可能性ですとか、飼料による非定型BSEの人獣共通感染症としてのリスクに関連した不確実性を強調する。まだ分からないことがあるということアドホックグループでも意識しているということになります。

3 ポツ目の結論でありますけれども、アドホックグループとして非定型BSEは各国のリスクステータスに対して影響を与えないであろうが、ばく露評価においては定型、非定型を含めた全てのBSEプリオンの伝播を考慮することは重要と結論づけたということでもまとめられておまして、専門調査会としての関心の一つであるSRMの範囲への影響があるかないかということについては、特段の記載はございません。

3 番目です。一方、SRMの検討経緯、結果でございますけれども、無視できるBSEリスク国との貿易に要求されるSRM、英語原文では1.11でまとめられておまして、アドホックグループは現行の無視できるBSEリスク国に関する貿易物品の点検、レビューを行ったという記載がございました。その結果として、無視できるリスク国由来でかつ生体検査に合格した牛由来の肉及び肉製品を貿易物品とすることを勧告するという結論が示されておりますので、裏を返せば、SRMは規定されないということがこの報告書の中でも確認されております。

下が、御参考までに、現行のOIEによるBSEリスクステータスの認定を受けている国を取りまとめたものでございまして、御承知のとおり、無視できるリスク国に日本は今入っておりますけれども、EUの加盟国もありますし米国もございまして。あるいは、もともとBSEが発生していないオーストラリアやニュージーランドも無視できるリスク国ですので、OIEルール上は同じグループに属するというので、これらの国に関しては、SRMは要求されないというのが今の国際上のルールとなっております。

続きまして、参考資料3-3にお進みください。

参考資料3-3がEUの検討状況です。こちらにつきましては、EU加盟国に適用するBSE、SRM基準として2015年8月5日付で施行が行われております。この1枚目の資料の位置づけですけれども、これのもともとのオリジナルのエビデンスが2ページ、3ページ、4ページにございまして、これは2015年8月当時、欧州委員会がこういった規制を改正したときの背景や根拠を説明する行政文書でありまして、1ページ目の日本語についてはこちらの英語オリジナルを要約した資料となります。説明に関しましては、先ほどと同じく1ページ目で御説明いたします。

1、先ほど御説明したとおり、2015年8月5日付でSRM規制を改正したということがありまして、具体的に無視できるリスク国はどのような形で今の範囲となったかですけれども、もともと改正前は①、②、③のSRMが無視できるリスク国に対しても要求されておりました。①の12か月齢超の頭蓋及び脊髄に加えて、改正前にあったのが30か月齢超のせき柱と③の全月齢の扁桃並びに小腸4メートル、盲腸、腸間膜ということでもございまして、こちらの

改正が行われたわけですが、その説明、根拠について2番以下にポイントとしてまとめられています。

1 ポツ目でございますけれども、EUの行政文書における説明として、まず最初に、OIEのBSEリスクステータスでは、その当時「管理された」及び「不明」の国由来の牛からSRMを除外することを勧告している。一方、「無視できる」国由来の牛についてはSRMの除外は勧告されていない。これはこれまでも御説明した事実関係となります。これはEUにおいても意識していたということになります。

2 ポツ目です。当時の欧州委員会のTSEロードマップ（2010-2015）においては、無視できるリスク国におけるSRMの取扱いについて見直しの可能性を考えていたという背景が述べられておりました。2015年当時でありますけれども、現時点では、とはいえ、無視できるEU加盟国に由来する現行、これはまだ①、②、③が全部あった意味での現行のSRMですけれども、全ての部位の流通を認めることは、非定型BSEに係る科学的不確実性を考えると、全部定義から外すのは時期尚早と考えたという説明がございました。

次に進みます。EFSA等により、非定型BSEは飼料規制とは無関係に自発的に発生し、近年は発生が極めて少数かつ定常的である、ある程度コンスタントであるという報告がございました。これは先ほどOIEでも説明がありましたけれども、elusiveという部分とつながるところかと思えます。ここで部位の説明がありまして、BSE臨床例では牛の感染性の90%が中枢及び末梢神経系組織と位置づけられる、65%が脳、26%が脊髄と関連しているというような説明があります。以上の理由から、無視できるEU加盟国の製品の流通状況のさらなる同一化を図るため、12か月齢超の頭蓋及び脊髄を除き、無視できる加盟国に対するSRMの追加的要求を廃止する、ちょっと回り回った言い方ですが、最終的に12か月齢超の頭蓋と脊髄のみをSRMとして、それ以外はSRMから外したという説明がありました。ただ、一番最後になりますけれども、将来、健康リスクに関する新たな科学的知見が得られた場合については、随時規制を検討するという一文も添えられておりました。

これがEUの背景となります。

それでは、また参考資料3-1にお戻りください。

今、起草委員の御指摘も踏まえまして、OIEとEUの背景について御説明させていただきました。この表上は米国、カナダと続いておりますけれども、米国に関しては、米国自体現在OIEによる無視できるリスク国で認定されておりますが、この表に示しているSRMの範囲は、米国で最初のBSEの確認を受けて施行された、2016年当時の基準から変更はない状態でございます。今、改めて現行の規制が改正される動きにあるといった公式情報には接していないところでございます。一方、北米ということで、牛が相互に流通するカナダでございますけれども、カナダは今、管理されたリスク国で認定されておまして、今まで説明した日本、EU、米国とはまた異なるSRMが国際基準としては要求されていて、それがカナダ国内でも適用されているといった状況になります。

参考資料の前置きが非常に長くなっておりますけれども、ここで、以上の背景を踏まえ

まして、本資料3を御用意ください。

表紙をめくっていただきまして、2枚目になります。

「国内牛肉のリスクに関する状況の変化（イメージ）」ということで資料を作成しておりますけれども、ここでは2001年、国内BSE 1例目の確認を受け開始した飼料規制あるいはSRM除去等のBSE関連規制を開始した直後からの国内牛肉全体のリスクに関する状況の変化をイメージとして図式化したものになります。

まず、上段枠内の説明を御覧いただきまして、先ほど厚生労働省、農林水産省からも規制の遵守状況、実施状況の説明がありましたけれども、その関連のBSE管理措置の徹底により、国内牛肉全体のリスク、いわゆる生体牛のリスクと食肉処理に関連したリスクを総合的に考慮したリスクになります。こちらについては対策を開始した当時と比較して大幅に低下したと記載させていただいておりますけれども、これに関しましては、これまで過去の調査会においても時点、時点で確認いただいているところです。

ここで、リスクの大きさを示すイメージとしまして円を用いております。円の大きさに関しましては、このリスク自体定量化が難しいものでございますから、もちろん実際のレベルを定量化したものではございませんけれども、今御説明させていただいたとおり、リスクが低下しているということを踏まえまして、円の大きさが小さくなっているという状況について図式化しております。そして、この円につきましては、赤が非常に小さいのですけれども、赤と青で色分けしております。青が定型BSEに由来する牛肉全体のリスクでありまして、赤が非定型BSEに由来するリスクをイメージ化しております。

この赤と青、定型と非定型の関係につきましては、リスクの大きさで見ますと、いわゆる異常プリオンに汚染された飼料の摂食が原因の定型BSEに関しましては、規制開始当時は非常に大きいものであったものが徐々に小さくなっているということがございます。赤の非定型BSEに関するリスクに関しましては、低頻度で孤発的に発生するということを考慮しますと、その大きさはもともと非常に小さいものでありますけれども、理論的に言えばその大きさは変化しないということをや円の推移として表しております。

現時点でBSE関連規制の規制開始から19年が経過しておりますけれども、この間、BSE規制の変更点において、食品安全委員会においてもその当時の国内牛全体のリスクを評価してきたところであります。この時系列でいえば、2012年10月の国内BSE再評価ということで、厚生労働省からの諮問のあったBSE検査の月齢引き上げ、20か月齢超から30か月齢超に上げた場合のリスクの比較と、SRMの範囲の変更について、現行のSRMの範囲に変更した場合のリスクの差の評価を行ったのが2012年10月でありますけれども、この評価の結果としてはリスクの差はあったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できるという評価がございました。

ここで、この資料3の5ページ目を御覧ください。一番最後のページになります。

これは参考としてつけさせていただいております、原文につきましては評価書ということで当然オープンになっているものでございます。ここでまとめさせていただいている

のは、今お話しさせていただいた2012年10月、いわゆる平成24年10月のBSE再評価に関する諮問の概要、評価に至る考え、評価結果でしたり、あるいはそれより以前、平成16年9月ですとか、直近の国内BSEのリスク評価を行った平成28年8月の健康と畜牛BSE検査について廃止したときのリスク評価において、それぞれに評価に至る考えと評価結果を取りまとめたものになります。

これは御覧のとおりなのですけれども、評価に至る考えにおいて、飼料規制や非定型BSE、あるいは人への感染リスク等、それぞれの項目について知見を点検して、総合的な評価として、右の評価結果にありますとおり、総合的に人のvCJD発症の可能性は極めて低いということで、その時々での諮問の内容である現行のリスク管理措置と規制変更後の管理措置のリスクの差について比較して評価しているところでございまして、枠内の説明書きにも書いておりますとおり、過去の国内牛におけるリスク評価に関しましては、定性的な判断によるリスク評価を実施してきたということでこの資料をまとめさせていただいております。

それでは、資料3の2ページ目にお戻りください。

今回の諮問に係る部分でありますけれども、このイメージ図において、ページ数が2ページと振ってあるところの直上になりますが、2020年10月現在の時点において今厚生労働省からリスク評価を受けているものがSRMの範囲の変更ということで、現行のリスクとリスク管理措置を変更した、SRMの定義を変更した場合の改正後のリスクの差を評価することが求められているという状況になります。

説明が長くなっておりますけれども、起草委員における検討において、今回の評価に当たっては、BSE規制開始当初からの牛肉全体のリスクの低下があるということの評価の前提として、評価書においてもこういった経緯について丁寧に説明していく必要があるという御指摘がございました。

次のページへお進みください。

このページにおきましては、今回の諮問に対応して知見を取りまとめていくに当たってのポイントの案を取りまとめております。整理としまして、定型BSEと非定型BSEに分けて、それぞれのBSEに関して異常プリオンの体内分布と国内牛の発生頻度と人への感染への知見をそれぞれ概要として取りまとめております。

これらの知見に関しまして、この表上は簡潔にまとめておりますけれども、全て過去の評価書からの引用です。平成28年8月の評価書であったり、非定型BSEやvCJDの直近の状況に関しましては、先ほどのスペインの評価書でも説明がありましたとおり、2019年1月の評価においてもその当時当時の最新の知見を取りまとめておりまして、それからのこの表をまとめるに当たっての新たな変更などはございません。過去の評価において引用しているものを取りまとめている状況になります。

定型BSEに関しましては、2ページ目でも概要を要約しておりますけれども、今、日本において定型BSEが発生する可能性はほとんどないという判断の記載の下で、2016年8月の健

康と畜牛のBSE検査の廃止における評価書において判断がなされている状況です。現時点で2016年8月から4年以上が経過しておりますけれども、それ以降の国内牛のBSE検査の実施状況についてまとめた資料が参考資料4にありますので、そちらを御用意ください。

参考資料4が一枚紙であります。国内BSE検査頭数、BSE検査陽性数、これは確認当時、初発のときからまとめております。BSE検査頭数のほうを御覧ください。と畜牛と死亡牛で分けております。食品安全委員会の評価の対象となるのはと畜牛のほうでございまして、これについての直近の改正は平成28年8月の評価を踏まえて、厚生労働省のほうで平成29年4月から健康と畜牛のBSE検査の廃止が施行されました。ですので、28年と29年の急激な数の減少はこれに由来します。

ただ、一方で、と畜場に搬入される牛について、生体検査の結果、獣医師が運動障害などを呈している牛について、牛として運動障害を起こす病気はほかにもありますので、そういったほかの疾病との鑑別が必要と判断した場合については、引き続きBSE検査が現場で行われておまして、その実績としまして、直近の2019年度におきましては332頭のBSE検査がと畜場で行われております。

一方で、死亡牛等とありますものが農林水産省所管のBSE検査でございます。こちらに関しましても直近の2019年、2018年で数字の減少がありますけれども、こちらの背景といたしましては、2019年4月に一般的な死亡牛の検査月齢を48か月齢超から96か月齢超に引き上げる改正が行われまして、その改正を踏まえた実績として、2019年は2万4000頭が今BSE検査されている状況です。BSE検査陽性頭数については、もちろん2016年の健康と畜牛のBSE検査廃止における評価のときから変わらず、陽性牛は確認されておられません。

現行のBSE検査のクライテリアに関しましては、裏のページを御覧いただきますと、農場やと畜場などでBSE検査を行わなければならない牛の区分ということで、それぞれの規制に基づいてルールが決められていて検査が行われているという状況にございます。

参考資料4は以上でございまして、再び資料3の3ページにお戻りください。

続きまして、非定型BSEに関してです。非定型BSEに関しましては、過去の評価書で取りまとめている判断なり知見を引用しているものでございまして、非定型BSEにはH-BSE、L-BSE両方ございますけれども、まず異常プリオンの体内分布を御覧ください。異常プリオンの体内分布につきましては、定型BSEとは異なる分布を示すということが牛生体やトランスジェニックマウスを用いた実験により判明しております。非定型BSEにおいては、この表において示された部位として、脳と脊髄とせき柱の中にある背根神経節、DRGで蓄積が認められるというのが知見の取りまとめでございます。

次に、国内牛の発生頻度ですけれども、まず、H-BSEについてはこれまでの国内BSE陽性牛からの発生は認められておりません。

続きまして、L-BSEですけれども、これまで2頭発見がございまして、その発生頻度においては、過去の評価書において数字として2歳以上の牛100万頭当たり0.07頭、定性的な表現として極めて低いと判断しております。この頻度の目安ですけれども、日本の牛のと畜

頭数が今、年間約100万頭でございますので、この数字を解釈する補助として御理解いただければと思います。

最後が人への感染性についてですけれども、H-BSEについては、これも過去の評価書において判断しているのが、ヒトモデル動物への感染例はなしとしております。これは上段枠内の2ポツ目に当たる部分です。そして、L-BSEについては、人獣共通感染症である可能性がありと過去の評価書でも記載しております。この表に関しましては部分的なポイントだけをまとめたものでございますけれども、さらに知見の詳細についてまとめたものが参考資料5-1から5-3になりますので、お手元に御用意ください。

まず参考資料5-1でございますけれども、題名のとおり、世界の非定型BSEの発生状況を取りまとめた表になっておりまして、この表につきましては、過去の評価書でも同じ形式で用いておりますし、その時々で数のアップデートをしております。そこで、起草委員からの御指摘もあったのですけれども、国によって割合発生頭数が多い国と少ない国があったりしておりまして、と畜頭数やサーベイランス検査頭数に由来するものだとは思われるのですけれども、実績として一番右側にそれぞれの国で事務局のほうで確認できたサーベイランス検査頭数を追記しておりますので、こちらのほう、御確認ください。日本についてもこの中にあります。一番下でございます。

なお、サーベイランス検査頭数に関しましては、これら全ての国は、OIEにおいて無視できるリスク国であったり管理されたリスク国ということで、それぞれの国においてOIEが要求するサーベイランス基準は満たしている状況でございます。

続きまして、参考資料5-2をお開きください。こちらは先ほどの取りまとめでも概要をまとめておりますけれども、非定型BSEの人への感染性に関する実験を取りまとめたものでございまして、表面がトランスジェニックマウスの実験、裏面がサルを用いた実験になります。

この表と過去の評価書との関係ですけれども、横に2012年10月評価書とあるものが、これは注釈を書いておらないのですが、2012年10月評価書には国内再評価を行った、先ほど資料3の時系列でもお示したポイントで取りまとめた評価書になります。2016年8月評価書というのが国内健康と畜牛のBSE検査を廃止したときの評価書で、2019年1月が最新ということになりますけれども、米国、カナダ、アイルランドからの牛肉等の月齢引き上げを行ったときの評価書で引用した知見であるかないかについてマルバツで示しておりますので、その観点でいいますと、表面のトランスジェニックマウスにおいてはこの表にあるのは全ての過去の評価書で引用されているということでございます。

焦点としましては、これ以外の新しい知見があるかないかという観点になろうかと思っておりますけれども、事務局のほうで暫定的に鋭意調査しておりますが、あまり追記するような知見はないということでありまして、この資料につきましては起草委員の先生方にも見ていただいております。評価書を取りまとめていくに当たりまして、追記とか追加のものが今後あるかと思っておりますので、それについては先生方のほうから御指摘をいただけますと

幸いです。

追記される可能性があるものとして、裏ページを御覧ください。サルの部分においては色がついている、カニクイザルを用いたL-BSEやH-BSEの接種試験、経口投与、脳内接種それぞれありますけれども、これについては過去の評価書で引用しておりませんので、今回の評価書では追記する可能性があるかと思えます。いずれにしましても、先ほど申し上げたとおり、これが全てではございませんので、評価書の作成において御検討、追記、追加いただければ幸いです。

続きまして、参考資料5-3に移ります。5-3については非定型BSEにおける異常プリオンの体内分布についてまとめた資料となっております。資料の作成の意図としましては、先ほどの参考資料5-2と同じように、過去の評価書で引用しているかどうかについてマルバツでチェックをしつつ、新しいものについては追記しているという観点でございます。1ページにおいては全て過去の評価書で引用しているということでありまして、裏に行ってくださいますと、グレーで色がかかっている部分については過去の評価書で引用しております。

参考資料5-3においても起草委員に御覧いただいておりますけれども、評価書作成の折には、知見の追加や評価書にどのように書き込むかという部分について御審議いただければと思います。

たびたびで恐縮でございますけれども、資料3の3ページにまたお戻りください。

といったことで、今、定型BSE、非定型BSEそれぞれについて詳しい知見の背景とともに、この表の概要について御説明させていただきました。こういったことを踏まえまして、この資料の御審議いただきたい一番のポイントになりますけれども、上段枠内の3ポツ目に当たります。今回、リスク評価を行うポイントとしまして、そのまま読み上げますと、脳、脊髄は引き続きSRM対象であること、また、L-BSE感染牛の異常プリオンの体内分布に関する知見を踏まえますと、今回の審議ではL-BSE感染牛由来のせき柱、いわゆる背根神経節を摂食することによる人のvCJD発症の可能性を判断する必要があると考えられるということで、起草委員で御検討いただいたところです。

なお、人のvCJDに関しては、参考資料6を御用意ください。

こちらについては発生状況を端的にまとめた資料でございまして、この発生状況についても過去の評価書でその時々でのアップデートをしているところでございます。ごく最近のアップデートとしまして、2019年にフランスで1例報告があります。ここはこれまでの評価書にない報告ベースでのアップデートになります。患者の年齢は不明だということが本例に関する公式情報としてありました。発症数に関しましても把握漏れがありましたら随時御指摘いただけると幸いです。

長くなりましたが、以上で資料3と参考資料の全ての説明が終わりました。

最後に、資料4を御覧ください。

評価書目次(案)とありまして、こちらのほうにつきましてはあくまで暫定のものとな

ります。作り込みの背景としましては、過去の国内の評価書ですとか、本日御審議いただいたようなスペイン等の輸入牛肉に関する評価書の目次の並びを踏まえて検討しているものでございます。

大きく分けますと、要約から始まりまして、チャプターとしては、背景があり、リスク評価の考え方があり、BSEの現状全般について触れ、日本におけるBSE対策については生体牛リスクに係る措置と食肉処理に関連したリスクに係る措置を取りまとめ、その後で非定型BSE、そして変異型クロイツフェルト・ヤコブ病についてという目次構成、そして、裏に進んでいただきまして、最後に食品健康影響評価として、最終的なまとめでSRMの範囲を見直した場合の牛における人への感染リスクといったところを御審議いただくこととなります。

これはあくまでも暫定でございますので、今後の起草委員会や調査会の審議において御変更とか修正、追加をいただく部分かと考えております。

説明が予定より大幅に長くなってしまいまして大変申し訳ございません。事務局からの説明は以上となります。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○眞鍋座長 どうもありがとうございました。

事務局のほうから、評価の進め方及び評価書の目次、それぞれ案につきまして、丁寧に説明していただきました。

これにつきまして、起草委員からの補足もお願いしたいと思います。筒井先生から補足いただけますでしょうか。

○筒井専門委員 では、起草委員を代表いたしまして、私のほうからお話をさせていただきます。

特に補足ということではございません。今回の諮問の中でポイントとなる論点を整理させていただいたということです。特に全月齢の扁桃、回腸遠位部、30か月齢以上のせき柱を除外することのリスクをどう考えるかということについて論点を整理したのが、今、御説明いただいたような資料3のまさしく3ページだろうと思います。

また、御審議いただくために必要な資料につきましてもいろいろ整理させていただいて、今、御説明いただいたということになります。

以上、私のほうから経緯を説明させていただきました。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

この件につきまして、委員の先生方から何か御質問やコメントはございますか。よろしいでしょうか。

それでは、先ほどリスク管理官庁からも御説明いただきましたように、BSEの関連規制の徹底が進み、規制の開始当時と比較しまして、人への健康影響に関する相対的なリスクは非常に小さくなっていると考えられます。定型BSEにつきましては、飼料の管理もちゃんとしていますので、今後発生する可能性はほぼないと本調査会においても既に判断してきています。この状況は引き続き変わらないと考えておりますが、一方、非定型BSEに関しまし

て、その発生頻度は非常に低いとはいいながら、特にL-BSEにつきましては、人獣共通感染症の可能性があるということが指摘されております。今回の審議を進めていく上での重要な観点になると考えております。

では、この評価の考え方について、特に先生方から御意見やコメントはございませんでしょうか。

それでは、起草委員の先生方、非常にお忙しい中恐縮ですけれども、評価書案の草案に進んでいただくことにしまして、その後また御審議いただくということでお願いしたいと思います。

事務局のほうからも特にコメントはございませんか。

○東良課長補佐 眞鍋座長、ありがとうございます。

事務局から議事（2）に関しまして特段追加することはございません。

○眞鍋座長 では、どうもありがとうございます。

本日は非常に充実した会になったと思うのですけれども、本日の審議は以上とさせていただきます。

次回につきましては、また日程調整の上お知らせいたしますので、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。